

欧州特許庁（EPO）拡大審判部、審判部におけるビデオ会議による口頭手続の
欧州特許条約（EPC）との整合性に関する決定を公表

2021年7月16日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁（EPO）拡大審判部は、2021年7月16日、ビデオ会議による口頭手続の欧州特許条約（EPC）との整合性に関する質問付託（[G 1/21](#)）について、審判部における口頭手続は、EPO の敷地内で対面での口頭手続に当事者が出席できないような緊急事態（general emergency）の期間中は、当事者の同意がなくてもビデオ会議により実施可能であると決定した旨、EPO 審判部のプレスリリースにて公表した。

EPO 審判部の本プレスリリース等によれば、2021年3月12日の決定（事件 [T 1807/15](#)）において、EPO 技術審判部は、次の質問：

手続の当事者の全員がビデオ会議の形式での口頭手続の実施に同意しているわけではない場合、ビデオ会議の形式での口頭手続の実施は、EPC 第116条(1)に規定されている口頭手続の権利と整合的か？

を拡大審判部に付託していた（当該付託の背景等については [2021年3月25日付の欧州知的財産ニュース](#) も参照）ところ、拡大審判部による決定は次のとおりである：

EPO の敷地内で対面での口頭手続に当事者が出席できないような緊急事態の間は、ビデオ会議の形式で審判部における口頭手続を実施することは、手続の当事者の全員がビデオ会議の形式での口頭手続の実施に同意していない場合であっても、EPC と整合的である。

ただし、EPO 審判部の本プレスリリースでは、当該決定において、拡大審判部は、緊急事態の期間中ではない場合でも又は（審判手続ではなく）審査・異議の手続においても当事者の同意なしにビデオ会議による口頭手続が実施可能かどうかという問題については言及しなかったとの記載もある。

EPO は、これを受け、2021年7月16日付のニュースリリースにて、「拡大審判部の当該決定は、審査部・異議部におけるビデオ会議による口頭手続には直接適用されず、類推により法律部や受理課にも適用されない。また、当該決定は、緊急事態が発生していない状況にも適用されない。これを考慮し、かつ、EPO 締約国及び世界中でパンデミックの状況が依然として続いていることから、EPO は現在の運用に従ってビデオ会議による口頭手続の実施を継続する。」と公表した。

拡大審判部は、当該決定の理由は追って書面で公表される旨公表したところ、EPO は、それが利用可能になり次第、当該理由を慎重に分析し、EPO の審査部・異議部等において

ビデオ会議により実施される口頭手続への潜在的な間接的影響を評価する、としている。

－ EPO 審判部のプレスリリースは、以下参照 －

[Press Communiqué of 16 July 2021 on referral G 1/21 to the Enlarged Board of Appeal](#)

－ EPO のニュースリリースは、以下参照 －

[EBoA endorses conduct of oral proceedings by videoconference during pandemic](#)

－ EPO のビデオ会議による口頭手続に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

➤ [欧州特許庁 \(EPO\)、ビデオ会議による口頭手続の実施の継続等について公表 \(2021 年 3 月 25 日\) \(PDF\)](#)

➤ [欧州の知財関係当局、新型コロナウイルスの手続等への影響に関する情報を公表・更新 \(2020 年 12 月 23 日\) \(PDF\)](#)

(以上)